

特記仕様書

業務番号	25-B03G
業務名	平成25年度 蒲生地内整地工事測量設計業務
業務場所	京都府船井郡京丹波町 蒲生 地内
履行期間	契約日の翌日から平成25年8月30日

(業務内容)

測量) 路線測量 L=0.18km

設計) 造成実施設計 A=2.4ha

(測量業務)

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか「測量業務共通仕様書(案)(平成13年1月京都府)及び京丹波町公共測量作業規程及び同記載要領(以下、「共通仕様書」という。)によるものとする。

(設計業務)

本業務の履行に当たっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務共通仕様書(案)(平成13年1月京都府)」（以下「共通仕様書」という。）、「土木構造物標準設計」(国土交通省)、「設計便案(案)」（近畿地方整備局)及び「土木構造物設計マニュアル(案)」（建設省)、「京都府の道づくりガイドライン(京都府)」によるものとする。

(成果品の提出)

- 1 報告書は、2部作成し縮小版1部を添えて監督職員に提出するものとする。
- 2 共通仕様書等に定めるものを提出する。
- 3 共通仕様書に定めるもののほか、次のものを提出するものとする。

(資料等の支給及び返却)

貸与する資料等は、次のとおりとする

資料の名称	単位	数量	貸与場所	返納場所	摘要
平成 24 年度 町管理土地地形測量業務	式	1	京丹波町	京丹波町	

(業務カルテ作成・登録)

受注者は、契約時又は変更時において、請負金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際は、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

【1】測量業務

(打合せ等)

- 1 業務の実施に伴う打合せは、業務着手時、中間打合せ1回、成果品納入時の計3回を行うものとする。ただし、中間打合せについては、監督職員の協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。
- 2 当初打合せおよび成果品納入時には、原則として主任技術者が立ち会うものとする。

(測量の基準)

測量間隔は、次によるものとする。

種別	区分	間隔	測量幅	縮尺	備考
路線測量	中心線測量	20m	—		
〃	縦断測量	〃		1/100・1/500	
	横断測量	〃	155～165m	1/100	

(土地への立入り等)

- 1 測量業務を実施する場合、作業班の内1人は必ず身分証明書を携帯して業務に当たるものとする。
- 2 身分証明書は、土地等の所有者、その他関係人等からの請求があったときは、これを提示するものとする。
- 3 身分証明書の内容については委託契約に基づく業務を行うものであることの証明とし、別に定める身分証明書に基づき、発注者が交付するものとする。
- 4 身分証明書の発行対象者は原則として、主任技術者とする。ただし作業班の編成等に関連して別途必要となる場合は、契約後速やかにその適任者を届け出て交付を受けるものとする。
- 5 受注者は業務が完了した場合又は契約が解除された時等、身分証明書が不要となったときは、遅滞なく発注者に返却するものとする。
- 6 強制立入等で関係法令に基づく身分証明書については別途とする。
- 7 業務の実施に伴う植物の伐採、かき、さく等の除去又は、土地若しくは工作物の一時使用により生じる損失については受注者の負担とする。

(検査)

1 点検測量

本業務において測量成果の精度及び品質について確認のため点検測量（再測量）を行うものとする。

2 測量機械器具の検定

本業務に使用する機械の検定については（社）日本測量技術センターが行い発行する証明書を成果品に添付して提出するか、または受注者自身が別に定める検定要領により検定を行いその記録を提出するものとする。

3 電子計算機用プログラムの検定

本業務に使用する電子計算機用プログラムの使用承認を受ける場合は、別に定める電子計算機用プログラムの検定要領（案）に基づき、必要書類を提出するものとする。

4 成果品の検定

本業務の成果品のうち、検定に該当するものは、（社）日本測量技術センター等高度の技術水準を持つ機関（測量会社除く）における審査を受け検定証明書を添付する。

(その他の特記事項)

- 1 測量業務期間中現道上で交通危害の恐れがある場合は、有能な保安要員、保安施設を配置し、現道交通の確保に努めなければならない。
- 2 成果品納入後であっても成果品に誤りがある場合は、直ちに訂正するものとする。

【2】設計業務

（設計条件）

造成実施設計一式 土の持ち出しが無いように設計し、平地面積を確保できるように設計を行うものとする。
開発行為に伴う治水対策（京都府）事務処理マニュアルの検証を行うものとする。

（照査技術者及び照査の実施）

本業務は、照査技術者により、照査を行うものとする。

（提出書類）

京都府が定める「設計業務等関係提出書類」様式に準じて提出する。

（打合せ等）

- 1 業務の実施に伴う打合せは、業務着手時、中間打合せ1回、成果品納入時の計3回を行うものとする。ただし、中間打合せについては、監督職員の協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。
- 2 業務着手時または業務計画書作成時および業務完了時には、原則として管理技術者が立ち会うものとする。

（コスト縮減対策）

当該業務では、最適案として選定したケースにおいて、コスト縮減の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、詳細設計時に検討すべきコスト縮減提案を行う。

なお、この提案を実施した技術者が、その設計を通じて得た着目点・留意点等（コスト縮減の観点から詳細設計時に一層の検討を行うべき事項）について整理し、コスト縮減設計留意書として提出するものとする。

（設計計画）

業務内容を確認の上、業務概要、実施方針、業務工程、業務組織計画、打合せ計画、連絡体制等を記載した業務計画書を作成する。

（現地踏査）

測量業務委託の成果の確認を行うとともに、当該設計箇所における地形、地質、地物、植生、土地利用の状況等について現地を精査し、設

計に反映させること。

なお、予備設計で計画した構造物等の位置、交差または付け替え道路、用排水系統等について確認すること。

また、設計に検討した条件については設計条件図として検討結果を記した平面図を作成すること。

(路線選定)

当該地域の自然、社会的条件並びにコントロール物件を考慮し、設計計画により整理された条件に基づき、可能と思われる比較3案の路線を選定し、監督職員と協議の上、最適路線を選定する。

なお、路線選定に際し、路線の平面線形、縦断線形は主要構造物（トンネル、橋梁、函渠、擁壁、土構造物等）、連絡等施設を考慮し計画すること。

(平面・縦断設計)

決定された線形の再確認および必要に応じた細部検討を行うものとする。

また、縦断設計は、実測縦断図を用い主要構造物の位置、型式、基本寸法を考慮の上縦断線形を決定し、20m毎の測点および主要点を標準とする測点について計画高計算を行う。

なお、縦断図には、横断構造物はすべて記入し、その高さも記入すること。

(横断設計)

横断設計は、実測横断図を用い、地質調査結果に基づき土層線を想定し、縦断設計により法面勾配と構造を決定し、現地状況に即した道路横断の詳細構造を設計する。

(座標計算)

道路線形計算書、平面および縦断線形図等に基づき、当該構造物の必要箇所について、線形計算を行い、平面座標および縦断計画高を求めるものとする。

(小構造物設計)

応力計算を必要とせず、標準設計図集等から設計できるもので、現場条件に合致するよう設計する。

また、採用根拠となる資料を報告書に含め提出すること。

なお、展開図の作成については監督職員と協議するものとする。

(用排水設計)

用排水構造物の設計は、既存資料および現地踏査の結果に基づいて用排水系統の計画、流量計算、用排水構造物の形状等について設計を行い、自然流下の用排水路については流水方向と施工高さを記入した排水系統図を作成する。特に現地における既設の関連用排水現況、将来計画との整合を考慮して設計を行わなければならない。使用する用排水構造物は「標準設計図集」を参照するものとする。

(協議資料作成)

受注者は関連機関との協議用資料・説明用資料の作成および支障となる物件を調査し平面図に記入したものを作成するものとする。

(施工計画)

各設計内容等を反映した計画工程表、施工順序、施工方法、資材等の搬入計画、仮設備計画等、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するために必要な仕様書の作成および施工計画を行うものとする。

(設計図)

受注者は「土木設計業務共通仕様書（案）（平成13年1月京都府）」の設計図を作成する。

(数量計算)

数量計算は、土木工事数量算出要領（案）（近畿地方整備局）に基づき作成するものとする。

(照査)

本業務における基本事項の照査は、「詳細設計照査要領」に基づき照査技術者が実施するものとする。また、同要領に基づき作成した資料は、共通仕様書第1107条5項に規定する照査報告書に含めて提出するものとする。

(報告書作成)

報告書作成については「土木設計業務共通仕様書（案）（平成13年1月京都府）」によるものとする。

(その他の特記事項)

- 1 業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

- 2 成果品納入後にあっても成果品に誤りがある場合は、直ちに修正するものとする。
- 3 紙媒体の成果品には、連絡先（直通の電話番号、FAX番号及びE-mailアドレス、会社名、所属部課名及び担当者名（担当者氏名にはふりがなを入れること。））を必ず明記すること。
- 4 打ち合わせ協議などで発注者から指示された事項の提出期限については、特別の指示のない限り、7日以内とする。なお、これによらない場合は受注者において必ず申し出ること。
- 5 報告書において、電算の結果書を添付する場合は、その入力条件及び計算式が明瞭に確認できる記述を行うものとし、電算の結果書の添付を行わない場合は、計算結果が明確に確認できるようにするものとする。
- 6 設計において、土木関係示方書・指針等に準拠した基準及び計算式は必ず出典及び頁数を明記すること。
- 7 設計業務にあたって、明確な計算手法が認められない場合は、計算過程において、その式を採用した根拠を工学的観点より報告書に論述するものとする。
- 8 詳細設計業務において用地買収がある場合は、幅杭表を作成するとともに、必要な用地幅を計画平面図及び横断面図に明示すること。
- 9 構造物詳細設計を行う場合は、工事用として構造物位置の座標値算出を行い、座標リストを提出すること。
- 10 業務の遂行上必要な事項は、仕様書に明記されていないものであっても、発注者と協議の上、受注者の責任において適切な措置を講ずること。
- 11 報告書の内容については、その考え方のフロー図を添付するものとする。また、報告書作成においては、章・節等を明瞭にするものとし、設計業務に係わり使用した「図書・基準書」は報告書の設計条件に明記するとともに、「式・数値基準」については、関係図書及び記載箇所を明示するものとする。
- 12 専門用語については、文末に解説を記述し、どこまでのものを記載するかは発注者の指示によるものとする。
- 13 打ち合わせ協議記録簿については、原則として受注者の方で作成し、打ち合わせ協議後7日以内に提出し、チェックを受けた後、報告書にまとめて添付すること。
- 14 設計に当たって、基本的な条件（例えば、使用する仕様書など）を十分確認し、議事録などにいつ確認したかを記述すること。また、確認に当たっては、明確な形で確認（文書等による確認）すること。このことを怠ったことによって生じた手戻りなどについては、原則として発注者是对応しないものとする。
- 15 この仕様書に定めてある事項でこの調査に馴染まないものについては、監督員と協議の上、省略できるものとする。

（管理技術者及び照査技術者の資格要件）

共通仕様書の第1106号に規定する管理技術者及び第1107条に規定する照査技術者については、次のとおりとする。

- 1 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する部門）又は業務に該当する部門）又はこれと同

等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）の資格保有者であり、下記に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

- (1) 技術士（総合技術監理部門：業務に該当する選択科目）。
- (2) 技術士（業務に該当する部門）で平成12年度以前の試験合格者。
- (3) 技術士（業務に該当する部門）で平成13年度以降の試験合格者の場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ同種・類似業務の実績を有するもの。
- (4) APECエンジニア（業務に該当する部門）の場合には、13年以上の実務経験を有し、かつ同種・類似業務の実績を有するもの。
- (5) RCCM（シビルコンサルティングマネージャ）の場合には、同種・類似業務の実績を有するもの。

2 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者あるいはRCCMの資格保有者であり、下記に定める業務経験を有しなければならない。

- (1) 技術士（総合技術監理部門：業務に該当する選択科目）。
- (2) 技術士（業務に該当する部門）で平成12年度以前の試験合格者。
- (3) 技術士（業務に該当する部門）で平成13年度以降の試験合格者の場合には、13年以上の実務経験を有し、かつ同種・類似業務の実績を有するもの。
- (4) APECエンジニア（業務に該当する部門）の場合には、13年以上の実務経験を有し、かつ同種・類似業務の実績を有するもの。
- (5) RCCM（シビルコンサルティングマネージャ）の場合には、同種・類似業務の実績を有するもの。

- (3) 技術士（業務に該当する部門）で平成13年度以降の試験合格者の場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者。
- (4) APECエンジニア（業務に該当する部門）の場合には、業務に該当する部門に4年以上従事している者。
- (5) RCCM（シビルコンサルティングマネージャ）。